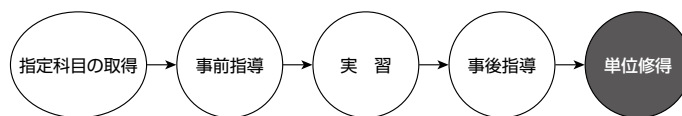


# 実習について

教育実習、養護実習、保育実習、社会福祉援助技術現場実習、精神保健福祉援助実習、介護実習、看護実習、博物館実習、介護体験実習等の概要についてまとめたものです。各実習の詳細、申込み手続きについては、各実習ごとの「手引き」によりますが、まず自分の該当する実習のアウトラインをつかんでください。

## 「実習」の流れ



| No. | 実習の種類        | 該当する免許・資格              | 実習期間       |
|-----|--------------|------------------------|------------|
| 1.  | 幼児教育実習       | 幼稚園教諭一種・二種             | 4 週間       |
| 2.  | 初等教育実習       | 小学校教諭一種・二種             | 4 週間       |
| 3.  | 中学校教育実習      | 中学校教諭一種・二種             | 4 週間       |
| 4.  | 高等学校教育実習     | 高等学校教諭一種               | 2 週間       |
| 5.  | 養護実習         | 養護教諭一種                 | 4 週間       |
| 6.  | 保育実習         | 保育士資格                  | [保育実習] を参照 |
| 7.  | 社会福祉援助技術現場実習 | 社会福祉士受験資格、高等学校教諭一種（福祉） | 24日間       |
| 8.  | 精神保健福祉援助実習   | 精神保健福祉士受験資格            | 24日間       |
| 9.  | 介護実習         | 高等学校教諭一種（福祉）           | 10日間       |
| 10. | 看護実習         | 養護教諭一種                 | 6 日間       |
| 11. | 博物館学実習Ⅰ      | 博物館学芸員                 | ※          |
| 12. | 博物館学実習Ⅱ      | 博物館学芸員                 | 2 週間を原則    |
| 13. | 介護体験実習       | 小・中免取得者                | 7 日間       |

※「博物館学実習Ⅰ」は事前指導と事後指導において実施します。

## 博物館実習（学芸員資格）

（平成24年度以降の入学生は新カリキュラムとなり実習の扱いも細部が異なります。）

学芸員は博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これに関連する事業について専門的事項を司ることが、その職務とされています。

博物館実習は、本学では次のように構成されています

### （平成23年度以前入学生）

- ・博物館学実習Ⅰ（2単位）― 主として見学実習を行います。見学実習は、学芸員としての立場から、各自がテーマを持って博物館を見学し、各博物館の現状と課題、学芸員の役割について知見を広げることを目的とします。また、事前指導・事後指導も含まれます。
- ・博物館学実習Ⅱ（2単位）― 実習館での実務実習を主とします。なお、実務実習は、実習受入れ館により内容・期間はさまざまです。

#### ●実習基礎資格

学芸員に係る必修科目のうち、以下の科目をレポート提出、科目終了試験の合格により、単位を修得済みであることが必要です。

生涯学習概論（2単位）、博物館学Ⅰ（2単位）、博物館学Ⅱ（2単位）、博物館学Ⅲ（2単位）

※上記の単位を修得後に、博物館学実習Ⅰのうち事前指導をスクーリングで受講済みであることが必要です。

（事前指導受講日までに、上記単位を修得してください。）

※実習の時期は、上記実習基礎資格を充足するとともに、3年次（3年次編入生および課程正科生は4年次）で実施することを原則とします。

※上記実習の詳細は「聖徳通信」にて発表します。

※博物館学実習Ⅰは、2期に分けて実施されます。（事前指導と事後指導）

事後指導については、博物館学実習Ⅱを実施後、受講してください。

### （平成24年度以降入学生）

- ・博物館実習（4単位）

① 主として見学実習を行います。見学実習は、学芸員としての立場から、各自がテーマを持って博物館を見学し、各博物館の現状と課題、学芸員の役割について知見を広げることを目的とします。また、事前指導・事後指導も含まれます。

② 実習館での実務実習を主とします。なお、実務実習は、実習受入れ館により内容・期間はさまざまです。

#### ●実習基礎資格

学芸員に係る必修科目のうち、以下の科目の単位を修得済みであることが必要です。

生涯学習概論（2単位）、博物館概論（2単位）、博物館経営論（2単位）、博物館資料論（2単位）、博物館資料保存論（2単位）、博物館展示論（2単位）

※上記の単位を修得後に、見学実習のうち事前指導をスクーリングで受講済みであることが必要です。

（事前指導受講日までに、上記単位を修得してください。）

※実習の時期は、上記実習基礎資格を充足するとともに、3年次（3年次編入生および課程正科生は4年次）で実施することを原則とします。

※見学実習は、2期に分けて実施されます。（事前指導と事後指導）

事後指導については、実務実習を実施後、受講してください。

※実習事前・事後指導の日程の詳細は「聖徳通信」にて発表します。